水反応可燃性物質の容器等級の判定基準	容器等級
試験物質を蒸留水に接触させたときに、次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　発生する気体が、自然発火する物質 (2)　可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1分あたりの発生量が10L以上のもの	Ⅰ
試験物質を蒸留水に接触させたときに可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1時間あたりの発生量が20L以上のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
試験物質を蒸留水に接触させたときに可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1時間あたりの発生量が1L以上のもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。）	Ⅲ
注　1　IMDGコード2.4.4.2に規定する水反応可燃性物質の試験によるものとする。 2　容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、水反応可燃性物質には該当しない。	

(5)　酸化性物質類

（ⅰ）　酸化性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

酸化性物質の容器等級の判定基準		容器等級
固体の物質	試験物質とファイバーセルロースの混合物でその質量比が1対1の混合物30g又はその質量比が4対1の混合物30gが燃焼する時間のうちいずれか短い方の時間（以下この表において「試料の燃焼時間」という。）が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの混合物（以下この表において「標準物質」という。）でその質量比が3対2の混合物30gが燃焼する時間より短いもの	Ⅰ
	試料の燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの質量比が2対3の標準物質30gが燃焼する時間より短いもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
	試料の燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの質量比が3対7の標準物質30gが燃焼する時間より短いもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。）	Ⅲ
液体の物質	次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　試験物質2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物（以下この表において「試料」という。）が自然発火するもの (2)　圧力容器（鋼製の外径60mm、内径20mm、長さ70mmの円筒形の容器とする。）中で試料を燃焼させたときに、圧力（ゲージ圧力をいう。）が690kPaから2,070kPaまで上昇する時間（以下この表において「圧力上昇時間」という。）が、濃度50%の過酸化水素水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間より短いもの	Ⅰ
	試料の圧力上昇時間が、濃度40%の塩素酸ナトリウム水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間より短いもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
	試料の圧力上昇時間が、濃度65%の硝酸水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間より短いもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。）	Ⅲ
注　1　IMDGコード2.5.2.2及び2.5.2.3に規定する酸化性物質の試験によるものとする。 2　容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、酸化性物質には該当しない。		

（ⅱ）　有機過酸化物のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

有機過酸化物のタイプの判定基準	タイプ
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、熱爆発を起こす傾向を有するが、爆ごうも急速な爆燃も起こさないもの	B
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、爆ごう、急速な爆燃又は熱爆発のいずれの反応も起こさないもの	C
実験室での試験において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　部分的な爆ごうを起こすが、急速な爆燃を起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (2)　緩やかな爆燃を起こすが、爆ごうを全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (3)　密閉された状態で加熱したときに中程度の反応を起こすが、爆ごうも爆燃も全く起こさないもの	D
実験室での試験において、爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、かつ、密閉された状態で加熱したときにほとんど反応を起こさないもの	E
実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験でほとんど反応を起こさないもの (2)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、熱安定性がないもの（自己加速分解温度が60℃未満のものを含む。） (3)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、希釈剤の沸点が150℃未満のもの	F
注1　IMDGコード2.5.3.3に規定する有機過酸化物の試験によるものとする。 2　次のいずれかに該当するものは、有機過酸化物には該当しない。 (1)　火薬類 (2)　過酸化水素の含有率が1%以下、かつ、有機過酸化物に基く活性酸素量も1%以下のもの (3)　過酸化水素の含有率が1%を越え7%以下の場合において、有機過酸化物に基く活性酸素量が0.5%以下のもの	

(6)　毒物

（ⅰ）　毒物の容器等級は、次のイからハまでに掲げる試験により判定された容器等級のうち最も小さいもの（容器等級ⅡはⅢよりも小さく、容器等級ⅠはⅡよりも小さいものとする。）とする。なお、イからハまでに掲げるいずれの試験においても、容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、毒物には該当しない。

イ　経口毒性試験による判定基準

経口毒性試験による容器等級の判定基準	容器等級
半数致死量（試験物質を被験動物に経口投与したときに、14日以内に雄及び雌の双方の被験動物の半数が致死する量（mgを単位とする。）を、被験動物の体重1kg当たりの数値で表したものをいう。以下この表において同じ。）が5mg以下のもの	Ⅰ
半数致死量が5mgを超え50mg以下のもの	Ⅱ
半数致死量が50mgを超え300mg以下のもの	Ⅲ
注　　IMDGコード2.6.2.1.1に規定する経口毒性試験によるものとする。	

ロ　経皮毒性試験による判定基準

経皮毒性試験による容器等級の判定基準	容器等級
半数致死量（試験物質を被験動物に経皮投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する量（mgを単位とする。）を、被験動物の体重1kg当たりの数値で表したものをいう。以下この表において同じ。）が50mg以下のもの	Ⅰ
半数致死量が50mgを超え200mg以下のもの	Ⅱ
半数致死量が200mgを超え1,000mg以下のもの	Ⅲ
注　　IMDGコード2.6.2.1.2に規定する経皮毒性試験によるものとする。	